

○ 労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について（化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等関係）

（平成27年8月3日基発0803第2号，都道府県労働局長宛，厚生労働省労働基準局長名）

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号，以下「改正法」という。）については，平成26年6月25日に公布され，その主たる内容については，同日付け基発0625第4号をもって通達したところであるが，改正法において政令で定めることとされている施行期日のうち，化学物質等の危険性又は有害性等の調査（以下「リスクアセスメント」という。）等に係るものについては，平成27年6月10日付けで公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成27年政令第249号，以下「施行期日政令」という。）において，平成28年6月1日から施行されることとされたところである。

また，化学物質等の譲渡又は提供時の名称等の表示義務の対象物質の拡大，リスクアセスメント等に係る規定の施行に伴う所要の規定の整備等を内容とした労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成27年政令第250号，以下「改正政令」という。）が平成27年6月10日付けで，労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第115号，以下「改正省令」という。）が平成27年6月23日付けで，それぞれ公布され，いずれも平成28年6月1日から施行されることとなっている。

改正法による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号，以下「法」という.），改正政令による改正後の労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号，以下「令」という.）及び改正省令による改正後の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号，以下「安衛則」という.）の趣旨，内容等は，下記のとおりであるので，

これらを十分に理解の上，関係者への周知徹底を図るとともに，特に下記の事項に留意して，その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正法及び改正政令の趣旨

今回の改正は，人に対する一定の危険性又は有害性が明らかになっている化学物質について，起こりうる労働災害を未然に防ぐため，事業者及び労働者がその危険性や有害性を認識し，事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施する仕組みを創設するものであり，労働安全衛生法施行令別表第9に掲げる640の化学物質等について，譲渡又は提供する際の容器又は包装へのラベル表示，安全データシート（SDS）の交付及び化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメントの3つの対策を講じることが柱となっている。

これらの化学物質等を取り扱う事業者は，譲渡・提供元から提供される安全データシート（SDS）の内容等から化学物質等の危険性又は有害性を特定し，特定された危険性又は有害性によるリスクの見積りを行い，その結果に基づきリスクを低減するための措置を検討するという一連の取組を行うとともに，化学物質等を実際に取り扱う労働者が当該化学物質等の危険性又は有害性を確実に認識できるよう，譲渡又は提供する際には容器又は包装に名称，標章その他の事項を表示することとしたものである。

第2 改正の要点

I 施行期日政令関係

改正法附則第1条第4号に掲げる規定（リスクアセスメント等関係）の施行期日を平成28年

6月1日としたこと。

II 改正政令関係

1 労働安全衛生法施行令の一部改正

(1) 表示対象物の範囲の拡大

法第57条の規定に基づき、譲渡又は提供の際に容器又は包装に名称等の表示が義務付けられている物（以下「表示対象物」という。）の範囲を拡大し、以下のとおりとしたこと。（令第18条関係）

- ① 令別表第9に掲げる物（※一部の物を適用除外。（2）及び第3の2を参照。）
- ② 令別表第9に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
- ③ 令別表第3第1号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

(2) 表示義務の適用除外規定の創設

(1)①のうち、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムの純物質であって粉状の物以外の物については、表示対象物から除くこととしたこと。（令第18条第1号関係）

なお、(1)②及び③（混合物）についての適用除外は、厚生労働省令において規定することとしたこと（第3の2を参照。）。

2 所要の規定の整理

改正法による改正前の労働安全衛生法（以下「旧法」という。）第57条の3が、法第57条の4とされたこと等に伴い、令及び厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）について、所要の規定の整理を行ったこと。

3 経過措置

今般の改正政令により新たに名称等の表示義務の対象となる物であって、改正政令の施行の日において現に存するものについては、平成29年5月31日までの1年間は、法第57条

第1項の規定は、適用しないこととしたこと。

III 改正省令関係

1 労働安全衛生規則の一部改正

(1) 表示対象物の裾切り値の設定等について

ア 表示対象物の裾切り値の設定及び見直し（安衛則第30条、第34条の2関係）

令第18条の改正により、表示対象物及び通知対象物（法第57条の2第1項の通知対象物をいう。以下同じ。）の範囲は、原則として同一となることから、表示対象物又は通知対象物の裾切り値については、改正前の労働安全衛生規則（以下「旧安衛則」という。）別表第2及び別表第2の2を統合し、新たに安衛則別表第2として一括して整理することとし、別表第2の上欄に掲げる物に依り、中欄に表示対象物としての裾切り値を、下欄に通知対象物としての裾切り値を、それぞれ規定したものであること。

また、旧安衛則別表第2又は別表第2の2に規定されていた裾切り値の一部については、最新の知見を踏まえて見直しを行った上で、安衛則別表第2に規定したこと。

イ 固形物の適用除外の創設（安衛則第30条、第31条関係）

表示対象物を含有する製剤その他の物（混合物）について、令第18条第2号の厚生労働省令で定める物のうち、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物であって、危険性又は皮膚腐食性を有しないものを表示義務の適用除外とすることとしたこと。

また、令第18条第3号の厚生労働省令で定める物についても同様としたこと。

(2) リスクアセスメント等について

ア リスクアセスメントの実施時期（安衛則第34条の2の7第1項関係）

法第57条の3第1項の規定に基づくリスクアセスメントについては、以下に掲げる時期に行うものとしたこと。

- ① 表示対象物及び通知対象物(以下「調査対象物」という。)を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。
 - ② 調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法、手順を新規に採用し、又は変更するとき。
 - ③ ①及び②のほか、調査対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。
- イ リスクアセスメントの実施方法(安衛則第34条の2の7第2項関係)
- リスクアセスメントは、調査対象物を製造し、又は取り扱う業務ごとに、以下のいずれかの方法(危険性に係る調査については①又は③の方法)又はこれらの方法の併用により行わなければならないこととしたこと。
- ① 調査対象物が労働者に危険を及ぼし、又は健康障害を生ずるおそれの程度(発生可能性)及び当該危険又は健康障害の程度(重篤度)を考慮する方法
 - ② 労働者が調査対象物にさらされる程度(ばく露濃度等)及び当該調査対象物の有害性の程度(許容濃度等)を考慮する方法
 - ③ その他、①又は②に準じる方法
- ウ リスクアセスメントの結果等の労働者への周知(第34条の2の8関係)
- 事業者は、リスクアセスメントの結果やこれに基づき講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容等を、作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること等により、労働者に周知しなければならないこととしたこと。
- エ 総括安全衛生管理者が統括管理する業務の追加等(安衛則第3条の2、第21条及び第22条関係)
- 法第57条の3第1項の規定に基づくリスクアセスメント及びその結果に基づき講ずる措置に関すること等を、総括安全衛生管理者が統括管理する業務並びに安全委員会及び衛生委員会の付議事項に追

加することとしたこと。

- (3) 表示又は文書交付に係る努力義務規定に関する改正について

ア 「成分」に係る表示事項の削除(安衛則第24条の14関係)

安衛則第24条の14においては、表示対象物以外の化学物質について、名称等の表示の努力義務が定められているが、改正法において旧法第57条第1項第1号口に掲げる「成分」に係る表示事項が削除されたことに伴い、安衛則第24条の14に定める表示事項からも「成分」に係る表示事項を削除したこと。

イ 特定危険有害化学物質等の範囲の見直し(安衛則第24条の15関係)

表示対象物又は通知対象物以外の化学物質についての文書交付を努力義務として定めている安衛則第24条の15に規定する「特定危険有害化学物質等」の範囲を、「化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの」から通知対象物を除いたものとしたこと。

2 その他

改正法により旧法第57条の3が法第57条の4とされたこと等に伴い、安衛則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程(昭和47年労働省令第46号)について、所要の規定の整理を行ったこと。

第3 改正政令及び改正省令に係る細部事項

1 表示対象物の範囲の拡大等について(法第57条、令第18条関係)

- (1) 今般の改正により表示対象物とされた640物質は、いずれも米国産業衛生専門家会議(ACGIH)や日本産業衛生学会により許容濃度等が定められ、その有害性が明らかなるものであることから、その危険性又は有害性に係る情報を容器等のラベルに表示し、労働者が化学物質を取り扱うときに必要となる危険性又は有害性や取扱い上の注

意事項が確かかつ分かりやすい形で伝わるようにすることとしたものである。

- (2) 法第57条ただし書の「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」には、以下のものが含まれるものであること。

ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に定められている医薬品、医薬部外品及び化粧品

イ 農薬取締法（昭和23年法律第125号）に定められている農薬

ウ 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品

エ 表示対象物が密封された状態で取り扱われる製品

オ 一般消費者のもとに提供される段階の食品、ただし、水酸化ナトリウム、硫酸、酸化チタン等が含まれた食品添加物、エタノール等が含まれた酒類など、表示対象物が含まれているものであって、譲渡・提供先において、労働者がこれらの食品添加物を添加し、又は酒類を希釈するなど、労働者が表示対象物にばく露するおそれのある作業が予定されるものについては、「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」には該当しないこと。

- (3) 旧法第57条第1項第1号ロに掲げる「成分」に係る表示事項については、改正法において削除されたところであるが、改正法の施行は平成28年6月1日とされているため、改正前の労働安全衛生法施行令第18条各号に掲げる表示対象物（104物質）の「成分」に係る表示事項については、平成28年5月31日までは削除できないこと。

一方、新たに表示対象となる物の表示事項については、平成28年6月1日の施行日前までは、旧安衛則第24条の14の規定に基づき、「成分」に係る表示事項を含めた名称等の表示が努力義務とされているところであるが、表示対象物の範囲の拡大に係る改正の円滑な施行を図るため、同条の規定に

かかわらず、施行日前における出荷分から、「成分」に係る表示事項を除いて表示することとして差し支えないこと。なお、容器又は包装への表示が、労働者に対して表示対象物の危険性又は有害性をわかりやすく直接伝達することにより労働災害の発生を防止することを主たる目的としていることを踏まえ、全ての成分名を表示することにより、表示事項が増え、注意書き等表示全般について縮尺が小さくなり、労働者に情報が伝わりにくくなることのないよう留意する必要があるが、施行日以後、各事業者の判断において、適切と考えられる「成分」に係る表示事項を表示することは望ましいこと。

2 表示に係る固形物の適用除外の創設等

- (1) 固形物の適用除外について（令第18条及び安衛則第30条関係）

ア 改正の趣旨

表示対象物を譲渡し、又は提供する時点において固体の物については、粉状でなければ吸入ばく露等のおそれがなく、健康障害の原因とならないものと考えられること、また、国際的にも、欧州の化学品規制であるCLP規則において、文書交付により情報伝達がなされている場合には、塊状の金属、合金、ポリマーを含む混合物、エラストマーを含む混合物について表示が適用除外とされていることを踏まえ、令別表第9に掲げる物（純物質）及び令別表第9又は別表第3第1号1から7までに掲げる物を含む製剤その他の物（混合物）のうち、運搬中及び貯蔵中において、固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物について、表示義務の適用を除外することとしたこと。ただし、爆発性、引火性等の危険性や、皮膚腐食性を有する物については、譲渡・提供時において固形であっても当該危険性等が発現するおそれがあるため、適用除外の対象とはせず、引き続き、表示義務の対象とすることとしたこと。

イ 純物質の取扱い（令第18条関係）

令第18条において適用除外とされる物は、純物質であって、譲渡・提供の過程において粉状にならず、危険性又は皮膚腐食性がないという上記要件を満たすことが明らかである、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン及びロジウムとしたこと。なお、イットリウム化合物、インジウム化合物、カドミウム化合物、水溶性銀化合物、クロム化合物、コバルト化合物、スズ化合物、水溶性タリウム化合物、水溶性タングステン化合物、タンタル酸化物、銅化合物、無機鉛化合物、ニッケル化合物、白金水溶性塩、ハフニウム化合物、無機マンガン化合物、モリブデン化合物及びロジウム化合物の純物質については、適用除外の対象とはされていないことに留意すること。

ウ 混合物の取扱い（安衛則第30条関係）

(ア) 令別表第9又は別表第3第1号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（混合物）については、その性質が様々であることから、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならないものうち、以下の①から③までに掲げる危険性のある物又は皮膚腐食性のおそれのある物に該当しないものを適用除外とすることとしたこと。

- ① 危険物（令別表第1に掲げる危険物をいう。）
- ② 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物
- ③ 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であって皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの

(イ) 「運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならないもの」とは、当該物の譲渡・提供の過程において液体や気体になった

り、粉状に変化したりしないものであって、当該物を取り扱う労働者が、当該物を吸入する等により当該物にばく露するおそれのないものをいうこと。例えば、温度や気圧の変化により状態変化が生じないこと、水と反応しないこと、物理的な衝撃により粉状に変化しないこと、昇華しないこと等を満たすものである必要があり、具体的には、鋼材、ワイヤ、プラスチックのペレット等は、原則として表示の対象外となるものであること。

なお、「粉状」とはインハラブル（吸入性）粒子を有するものをいい、流体力学的粒子径が0.1mm以下の粒子を含むものであること。顆粒状のものは、外力によって粉状になりやすいため、「粉状にならない」ものとはいえないこと。

(ウ) 上記(ア)②又は③に掲げる物は、国連勧告の化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）に準拠した日本工業規格Z7253の附属書Aの定めにより、物理化学的危険性及び皮膚腐食性／刺激性の危険有害性区分が定められているものをいうこと。

(2) 裾切り値の見直しについて（安衛則第30条、第31条、第34条の2及び別表第2関係）

今回新たに表示対象物となる物、既存の表示対象物及び通知対象物の裾切り値については、原則として、以下の考え方により設定されているものであること。

ア GHSに基づき、濃度限界とされている値とする。ただし、それが1パーセントを超える場合は1パーセントとする。これにより、裾切り値は次表のとおりとなる。

HSの有害性クラス	区分	裾切り値 (重量パーセント)	
		表示 (ラベル)	通知 (SDS)
急性毒性	1~5	1.0	1.0
皮膚腐食性/刺激性	1~3		
眼に対する重篤な 損傷性/眼刺激性	1~2		
呼吸器感受性 (固体/液体)	1	1.0	0.1
呼吸器感受性 (気体)	1	0.2	
皮膚感受性	1	1.0	0.1
生殖細胞変異原性	1	0.1	0.1
	2	1.0	1.0
発がん性	1	0.1	0.1
	2	1.0	
生殖毒性	1	0.3	0.1
	2	1.0	
標的臓器毒性 (単回ばく露)	1~2	1.0	1.0
標的臓器毒性 (反復ばく露)	1~2		
吸引性呼吸器有害性	1~2		

イ 複数の有害性区分を有する物質については、アにより得られる数値のうち、最も低い数値を採用する。

ウ リスク評価結果など特別な事情がある場合は、上記によらず、専門家の意見を聴いて定める。以上を踏まえ、令別表第9に掲げる表示対象物及び通知対象物の裾切り値とCAS番号は別紙1の一覧のとおりとなること。

混合物については、裾切り値以上含有されている場合には、仮にGHS分類による危険有害性分類がなされていない場合であっても、取扱い方法によっては危険有害性が生じるおそれがあることから、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意に留意が必要であるため、表示義務の対象となること。

(3) 文書交付に係る努力義務規定に関する改正について（安衛則第24条の15関係）

安衛則第24条の15に規定する「特定危険有害化学物質等」は、法第57条の2第1項の文書交付が義務付けられる通知対象物以外の化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を

生ずるおそれのある物を対象とするものであるため、その趣旨が明確になるよう表現の適正化を図ったものであること。

なお、安衛則第24条の15に規定する「化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの」とは、安衛則第24条の14に規定するものと同様のものを指すこと。

(4) その他の所要の改正について（安衛則第30条及び第34条の2関係）

旧安衛則別表第2及び別表第2の2を新安衛則別表第2に統合したことに伴い、旧安衛則別表第2又は別表第2の2の備考において表示対象物又は通知対象物から除かれる物として規定されていた以下の物を、それぞれ以下に掲げる規定の柱書において、表示対象物又は通知対象物から除く旨を規定することとしたこと。

ア 旧安衛則別表第2の備考に掲げる「四アルキル鉛を含有する製剤その他の物のうち、加鉛ガソリン」及び「ニトログリセリンを含有する製剤その他の物のうち、98パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化したものであつて、ニトログリセリンの含有量が1パーセント未満のもの」安衛則第30条

イ 旧安衛則別表第2の2の備考に掲げる「ニトログリセリンを含有する製剤その他の物のうち、98パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化したものであつて、ニトログリセリンの含有量が0.1パーセント未満のもの」安衛則第34条の2

3 リスクアセスメント等について

(1) 調査対象物について

ア 安衛則第34条の2の7第1項第1号に規定する「調査対象物」とは、法第57条の3第1項に規定するリスクアセスメントの対象となる物質のことをいい、具体的には、同項に規定されているように、表示対象物及び通知対象物である640物

質を指すものであること。

なお、640物質以外の物や表示対象物の裾切り値未満の物又は通知対象物の裾切り値未満の物については、法第57条の3第1項に規定するリスクアセスメントの義務の対象とはならないが、これらの物は、引き続き、法第28条の2第1項のリスクアセスメントの努力義務の対象となるものであるため、これらの物に係るリスクアセスメントについても、引き続き、実施するよう努める必要があること。

イ 主として一般消費者の生活の用に供される製品については、法第57条第1項の表示義務及び法第57条の2第1項の文書交付義務の対象から除かれていることから、法第57条の3第1項に基づくリスクアセスメントの対象からも除くこととしたこと。なお、安衛則第34条の2の7第1項に規定する「主として一般消費者の生活の用に供される製品」には、法第57条第1項及び法第57条の2第1項と同様に、第3の1の(2)に掲げるものが含まれること。

(2) リスクアセスメントの実施時期等（安衛則第34条の2の7第1項関係）

法第57条の3第1項に基づくリスクアセスメントの実施時期は、調査対象物を原材料等として新規に採用するときや、作業方法を変更するときなどとしており、具体的には、事業場として当該化学物質等を初めて使用するとき、製造するとき、含有製品を取り扱うとき等が含まれる。また、従来から取り扱っている物質を従来どおりの方法で取り扱う作業については、施行時点において法第57条の3第1項に規定するリスクアセスメントの義務の対象とはならないが、過去にリスクアセスメントを行ったことがない場合等には、事業者は計画的にリスクアセスメントを行うことが望ましいこと。この場合の従来どおりの方法とは、作業手順、使用する設備機器等に変更がないことをいうこと。

なお、リスクアセスメントの実施につい

ては、平成28年6月1日を施行日としており、経過措置は設けていないこと。

(3) リスクアセスメントの実施方法等（安衛則第34条の2の7第2項関係）

ア 事業者は、リスク低減措置の内容を検討するため、次の(ア)から(ウ)までに掲げるいずれかの方法により、又はこれらの方法の併用により化学物質等によるリスクを見積もるものとする。

(ア)の方法は、危険性又は有害性に応じて負傷又は疾病の生じる可能性の度合いと重篤度を見積もるものであり、(イ)の方法は、有害性に着目して実際のばく露量又は推定値とばく露限界とを比較してリスクを見積もるものである。また、(ウ)はリスクアセスメントの対象物質に特別規則により既に個別の措置が義務付けられている物質が含まれることを考慮し、当該特別規則の規定の履行状況を確認すること等をもってリスクアセスメントを実施したこととするものである。このため、危険性に係るものにあつては、(ア)又は(ウ)に掲げる方法に限ること。

(ア) 化学物質等が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度（可能性の度合）及び当該危険又は健康障害の程度（重篤度）を考慮する方法。

(イ) 当該業務に従事する労働者が化学物質等にさらされる程度（ばく露の程度）及び当該化学物質等の有害性の程度を考慮する方法。

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる方法に準ずる方法。

イ 法第57条の3第1項の規定に基づくリスクアセスメントは、条文上は「危険性又は有害性等の調査」とされているが、危険性又は有害性のいずれかについてのみリスクアセスメントを行うという趣旨ではなく、調査対象物の有する危険性又は有害性のクラス及び区分（日本工業規格 Z7253（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル，作業場内

の表示及び安全データシート (SDS) (以下「JISZ7253」という.) の附属書A (A.4を除く.) の定めにより危険有害性クラス (別紙2に示す引火性液体のような物理化学的危険性及び発がん性, 急性毒性のような健康有害性の種類をいう.), 危険有害性区分 (危険有害性の強度) をいう.) に応じて, 必要なリスクアセスメントを行うべきものであり, 調査対象物によっては危険性と有害性の両方についてリスクアセスメントが必要な場合もあり得ること。

また, 例えば, 当該作業工程が密閉化, 自動化等されていることにより, 労働者が調査対象物にばく露するおそれがない場合であっても, 調査対象物が存在する以上は, リスクアセスメントを行う必要がある。その場合には, 当該作業工程が, 密閉化, 自動化等されていることにより労働者が調査対象物にばく露するおそれがないことを確認すること自体が, リスクアセスメントに該当するものであること。

(4) 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針

リスクアセスメントの具体的な手順の例については, 法第57条の3第3項に基づき定めることとしている「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」において示すこととしているので, 参照されたいこと。

○ 粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令の施行について

(平成27年8月10日基発0810第1号, 都道府県労働局長宛, 厚生労働省労働基準局長名)

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令 (平成27年厚生労働省令第131号, 以下「改正省令」という.) が本日公布され, 平成27年10月1日から施行されることとなったところである。

については, 下記の事項に留意の上, その運用

第4 関連通達の読み替えについて

改正法により旧法第57条の3から第57条の5までの規定が1項ずつ繰り下げられたところである。

このため, 旧法第57条の3から第57条の5までの規定については, 改正法による改正の前後でその内容に変更はないものであることから, これらの規定に係る通達については, 「第57条の3」とあるのは「第57条の4」と, 「第57条の4」とあるのは「第57条の5」と, 「第57条の5」とあるのは「第58条」と, それぞれ読み替えた上で適用するものとする。

(別紙1) 令別表第9に定める表示義務及び通知義務の対象となる化学物質等とその裾切り値一覧

(別紙2) GHSに基づく危険有害性クラス

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-56/hor1-56-30-1-0.htm>

○関連

- 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について
(平成27年9月18日基発0918第3号, 都道府県労働局長宛, 厚生労働省労働基準局長名)
- 労働安全衛生法第28条の2第2項の規定に基づく危険性又は有害性等の調査等に関する指針に関する公示
- 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針

に遺漏なきを期されたい。

なお, 関係団体に対し, 別紙 (編注: 略) のとおり要請を行ったので, 了知されたい。

記

第1 改正の趣旨

改正省令は, 委託研究等により, 鋳物を製造

する工程において砂型を造型する作業についても、粉じんばく露濃度が管理濃度を超える割合が高いことが認められたことから、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号、以下「粉じん則」という。）別表第1及びじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号、以下「じん肺則」という。）別表に定める粉じん作業の範囲並びに粉じん則別表第3に定める呼吸用保護具の使用が必要な作業の範囲を拡大するため、粉じん則及びじん肺則について所要の改正を行ったものである。

第2 改正の内容

1 粉じん障害防止規則の一部改正について

- (1) 労働者の健康障害を防止するための各種措置を講じなければならない「粉じん作業」を定める粉じん則別表第1について、鋳物を製造する工程において、砂型を造型する場所における作業を新たに追加したこと。これにより、砂型を造型する場所における作業を行う場合には、粉じん則第5条に定める換気の実施、同則第23条第1項に定める休憩設備の設置等が必要となること。

なお、改正省令における「砂型を造型し」とは、砂型を作るために型に鋳物砂を込める作業の全てをいい、手込め作業及び半自動砂型造型機又は自動砂型造型機を用いる作業を含むこと。

- (2) 労働者に呼吸用保護具を使用させなければならない作業を定める粉じん則別表第3について、鋳物を製造する工程において、砂型を造型する作業を新たに追加したこと。

これにより、砂型を造型する作業を行う場合には、粉じん則第27条第1項に定める呼吸用保護具の使用が必要となるものであること。

2 じん肺法施行規則の一部改正について

- (1) じん肺健康診断を行わなければならない

「粉じん作業」を定めるじん肺則別表について、鋳物を製造する工程において、砂型を造型する場所における作業を新たに追加したこと。

これにより、砂型を造型する場所における作業に従事する者についても、じん肺法（昭和35年法律第30号）に定めるじん肺健康診断や、じん肺則第37条第1項に定めるじん肺に関する健康管理の実施状況の報告等が必要となるものであること。

- (2) じん肺則様式第8号において、従前の鋳物を製造する工程において報告を要する作業（同様式中の別表のコード150）に、新たに鋳物を製造する工程において、砂型を造型する作業を追加したこと。

3 施行期日等

- (1) 施行期日

改正省令は、平成27年10月1日より施行するものであること。

- (2) 経過措置

改正省令の施行の際、現に交付され、又は提出されている改正前のじん肺法施行規則様式第8号によるじん肺健康管理実施状況報告は、改正後のじん肺法施行規則様式第8号によるじん肺健康管理実施状況報告とみなすとともに、改正省令の施行の際、現に存する改正前のじん肺法施行規則様式第8号による申請書については、当分の間、必要な改定をした上で、使用することができることとしたこと。

○関連

- ・粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令

(平成27年8月10日厚生労働省令第131号)

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-272-1-0.htm>

○ 原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針について

(平成27年8月31日基発0831第10号, 都道府県労働局長宛, 厚生労働省労働基準局長名)

東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第70条の2第1項の規定に基づき、東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針(東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針公示第5号。以下「指針」という。)を定め、当該健康の保持増進の推進を図ってきたところである。

今般、本日公布される電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第134号)で規定される特例緊急作業に従事し、又は従事した労働者等に対する長期的な健康管理及び線量管理に係る規定を整備する必要があることから、東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針の一部を改正する指針(平成27年8月31日付け健康の保持増進のための指針公示第6号)を別添1のとおり官報に公示したところである。これにより指針は別添2の新旧対照表のとおり改正され、平成28年4月1日から適用される。なお、改正後の原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針は別添3のとおりである。

については、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第61条の2で準用する同規則第24条の規定により、各都道府県労働局労働基準部健康主務課において改正指針を閲覧に供するとともに、事業者、関係事業者団体等に対してその周知を図り、当該健康の保持増進の推進に遺漏なきを期されたい。

なお、本指針については、別添4のとおり、関係業界団体に対して周知依頼を行っている

が、貴局管内に存在する同団体の構成組織等に対しても、貴局からの周知を徹底されたい。

また、別添5により原子力規制委員会に対して通知していることを申し添える。

(別添1) 労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づく東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針に関する公示(平成27年8月31日安全衛生教育指公示第5号)

<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-56/hor1-56-37-1-2.html>

(別添2) <http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-56/hor1-56-37-1-3.pdf>

(別添3) 原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針(平成27年8月31日公示)

<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-56/hor1-56-37-1-4.html>

(別添4) <http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-56/hor1-56-37-1-6.html>

(別添5) <http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-56/hor1-56-37-1-7.html>

○ 関連

- 電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令(平成27年8月31日, 厚生労働省令第134号)
<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-273-1-0.htm>
- 危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の一部を改正する指針(平成27年8月31日安全衛生教育指針公示第5号)

○ 派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について

(平成27年9月30日改正, 基発0930第5号, 都道府県労働局長宛, 厚生労働省労働基準局長名)

派遣労働者の労働条件及び安全衛生の確保に

については、これまでも派遣元事業主及び派遣先

事業主の双方に対して、その責任区分に対応した労働基準法（以下「労基法」という。）、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）等の遵守徹底や、労働契約法（以下「労契法」という。）の周知徹底を図ってきたところであるが、依然として法定労働条件の履行確保上の問題がみられるほか、派遣労働者の数が増加する中で派遣労働者に係る労働災害が近年増加しており、また解雇や雇止めをめぐる紛争の防止も課題となっている。

また、今般、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）の改正に伴い、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第137号。以下「派遣元指針」という。）及び「派遣先が講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第138号。以下「派遣先指針」という。）が改正されたところである。

このため、派遣労働の実態並びに改正後の派遣元指針及び派遣先指針を踏まえ、派遣労働者の労働条件及び安全衛生の確保に当たり派遣元事業主及び派遣先事業主が各自、又は両者が連携して実施すべき重点事項等について、下記のとおり取りまとめたので、職業安定行政の需給調整部署とも連携を図りつつ、監督指導、個別指導、集団指導等によりこの内容を徹底し、派遣労働者の労働条件及び安全衛生の確保に遺憾なきを期されたい。

記

第1 派遣労働者の労働条件及び安全衛生の確保に係る基本的な考え方

派遣労働者にも当然に労基法、安衛法、労契法等の労働基準関係法令は適用され、原則として派遣労働者と労働契約関係にある派遣元事業主がその責任を負うものであるが、派遣労働者の危険又は健康障害を防止するための措置など労働者派遣の実態から派遣元事業主に責任を問えない事項、派遣労働者の保護の実効を期する上から派遣先事業主に責任を負わせることが適切な事項については、労働者派遣法第3章第4節に定める労基法等の適用に関する特例等（以下「特例」という。）によって派遣先事業主

に責任を負わせることとし、派遣元事業主と派遣先事業主との間で適切に責任を区分して派遣労働者の保護を図っているところである。

しかしながら、この特例についていまだ十分に理解がなされていないことや派遣元事業主と派遣先事業主との連携が十分に図られていないことなどから、労働時間管理が適正になされず割増賃金が支払われない、機械等の安全措置が講じられていない、雇入れ時や作業内容変更時の安全衛生教育や健康診断が実施されていない等の問題がみられるほか、特例が適用されない事項についても、賃金の不適正な控除、就業規則の未作成、安全衛生管理体制の未整備等の問題が認められる。

派遣労働者の労働条件及び安全衛生の確保に当たっては、派遣元事業主及び派遣先事業主が、自らの責任を十分に理解しそれぞれの義務を果たすとともに、労働者派遣契約の相手方の責任についても互いに理解し、その上で適切な連携を図ることが重要となるものである。特に、派遣労働者の安全衛生を確保するためには、派遣先事業主が派遣労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を現場の状況に即し適切に講ずることが重要である。

このため、派遣労働の実態等を踏まえ、派遣労働者の労働条件及び安全衛生の確保に当たり派遣元事業主及び派遣先事業主が各自、又は両者が連携して実施すべき重点事項等について取りまとめたものであり、労働基準行政としては、派遣元事業主又は派遣先事業主に対し、これらの事項を中心にその責任に応じて適切に派遣労働者の労働条件及び安全衛生の確保を図るべきことを指導することとするものであること。

第2 派遣労働者の労働条件の確保に係る重点事項（編注：略）

第3 派遣労働者の安全衛生の確保に係る重点事項

1 派遣元事業者が実施すべき重点事項

派遣元事業者は、雇入れ時の安全衛生教育、一般健康診断の実施等の安衛法上の措置を講ずる必要があること。

(1) 派遣労働者を含めた安全衛生管理体制の確

立（安衛法第10条，第12条，第13条，第18条等）

派遣労働者を含めて常時使用する労働者数を算出し，それにより算定した事業場の規模等に応じて，①総括安全衛生管理者，衛生管理者，産業医等の選任等，②衛生委員会の設置等を行うこと。

(2) 安全衛生教育の実施等（安衛法第59条，3(1)(2)参照）

派遣労働者は一般の労働者に比べて業務の経験年数が短く，労働災害発生率が相対的に高いことに鑑み，危険有害業務の有無にかかわらず，当該派遣労働者の作業内容に即した実効ある安全衛生教育を確実に実施する必要があること。

ア 雇入れ時の安全衛生教育の適切な実施

派遣労働者を雇い入れたときは，当該派遣労働者に対し，遅滞なく雇入れ時の安全衛生教育を適切に行うこと。

イ 作業内容変更時の安全衛生教育の適切な実施

派遣労働者の派遣先事業場を変更する等その作業内容を変更したときは，当該派遣労働者に対し，遅滞なく作業内容変更時の安全衛生教育を適切に行うこと。

また，派遣先事業場において派遣労働者の作業内容が変更された場合には派遣先事業者が作業内容変更時の安全衛生教育を行うこととされているが，当該作業内容の変更を把握した場合には，派遣先事業者が行った作業内容変更時の安全衛生教育の実施結果（作業内容を変更した対象労働者，変更した業務内容，実施した安全衛生教育の内容及び時間）を書面等により確認すること。

ウ 安全衛生教育の内容等

雇入れ時及び作業内容変更時（以下「雇入れ時等」という。）の安全衛生教育は，当該業務に関して，作業内容や取り扱う機械等，原材料等の取扱い方法，それらの危険性又は有害性等に応じて，派遣労働者の安全又は衛生を確保するために必要な内容及び時間をもって行うこと。

そのため，これらの情報について派遣先事業者から事前に入手するとともに，教育

カリキュラムの作成支援，講師の紹介や派遣，教育用テキストの提供，教育用の施設や機材の貸与など派遣先事業者から必要な協力を求めること。

エ 派遣先事業者に安全衛生教育の実施を委託した場合の対応

派遣先事業者に対し，雇入れ時等の安全衛生教育の実施を委託した場合は，その実施結果を書面等により確認すること。

オ 特別教育の実施の確認

特別教育が必要な一定の危険又は有害な業務に派遣労働者が従事する場合には，派遣先事業者が行った当該業務に係る特別教育の実施結果を書面等により確認すること。

(3) 就業制限（安衛法第61条，3(2)参照）

派遣労働者が就業制限業務に従事することが予定されているときには，当該業務に係る有資格者を派遣すること。

(4) 健康診断の実施及びその結果に基づく事後措置

ア 一般健康診断（安衛法第66条第1項に基づく健康診断をいう。以下同じ。）の実施及びその結果に基づく事後措置（3(3)参照）

常時使用する派遣労働者に対し，一般健康診断を実施し，その結果に基づく事後措置を講ずること。

イ 特殊健康診断（安衛法第66条第2項及び第3項に基づく健康診断をいう。以下同じ。）の結果の保存及び通知

派遣労働者に関する特殊健康診断の結果の記録の保存は，派遣先事業者が行わなければならないが，派遣労働者については，派遣先が変更になった場合にも，当該派遣労働者の健康管理が継続的に行われるよう，労働者派遣法第45条第11項の規定に基づき，派遣元事業者は，派遣先事業者から送付を受けた当該記録の写しを保存しなければならないこと。

また，派遣元事業者は，当該記録の写しに基づき，派遣労働者に対して特殊健康診断の結果を通知しなければならないこと。

さらに，派遣元事業主は，派遣先が行った特殊健康診断の結果に基づく就業上の措

置の内容に関する情報の提供を求めること。

ウ 作業の記録の入手・保存

派遣元事業者は、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）第38条の4又は石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第35条の規定に基づき派遣先事業者が作成し保存する、一定の有害業務に従事する派遣労働者に係る作業の記録について、その写しの提供を求め、派遣元事業者においても保存するとともに、当該記録を当該派遣労働者の健康管理に活用するよう努めること。

(5) 長時間にわたる労働に関する面接指導等（安衛法第66条の8、第66条の9）

派遣労働者の時間外・休日労働時間に応じて、時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超える派遣労働者であって申出を行ったものに係る医師による面接指導等を適切に実施すること。

(6) 心理的な負担の程度を把握するための検査等（安衛法第66条の10）

常時使用する派遣労働者に対し、心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）及び面接指導等を適切に実施すること。

(7) 派遣労働者が労働災害に被災した場合の対応

ア 労働者死傷病報告の提出等（安衛法第100条）

派遣労働者が労働災害に被災したことを把握した場合、派遣先事業者から送付された所轄労働基準監督署に提出した労働者死傷病報告の写しを踏まえて労働者死傷病報告を作成し、派遣元の事業場を所轄する労働基準監督署に提出すること。

イ 労働災害の再発防止対策（3(2)参照）

派遣労働者が労働災害に被災した場合、派遣先事業者から当該労働災害の原因や対策について必要な情報提供を求め、雇入れ時等の安全衛生教育に活用するとともに、当該労働災害に係る業務と同種の業務に従事する派遣労働者にこれらの情報を提供す

ること。

2 派遣先事業者が実施すべき重点事項

派遣労働者の安全衛生を確保するためには、派遣先事業者が、派遣労働者は一般的に経験年数が短いことに配慮し、派遣労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等を現場の状況に即し適切に講ずることが重要であること。

(1) 派遣労働者を含めた安全衛生管理体制の確立（安衛法第10条、第11条、第12条、第13条、第17条、第18条等）

派遣労働者を含めて常時使用する労働者数を算出し、それにより算定した事業場の規模等に応じて、

① 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医等を選任し、派遣労働者の安全衛生に関する事項も含め、必要な職務を行わせること

② 安全衛生委員会等を設置し、派遣労働者の安全又は衛生に関する事項も含め、必要な調査審議を行うこと。

(2) 危険又は健康障害を防止するための措置の適切な実施（安衛法第20条、第22条等）

機械等の安全措置等、派遣労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を現場の状況に即し適切に実施すること。

(3) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施（安衛法第28条の2）

派遣労働者が従事する作業について、危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づき、機械の本質安全化等、リスク低減措置を講ずること。

(4) 安全衛生教育の実施等（安衛法第59条）

ア 雇入れ時等の安全衛生教育の実施状況の確認

派遣労働者を受け入れたときは、派遣元事業者による雇入れ時等の安全衛生教育について、当該派遣労働者が従事する業務に関する安全又は衛生を確保するために必要な内容の教育が実施されているか等、その実施結果を派遣元事業者に書面等により確認すること。

イ 作業内容変更時の安全衛生教育の適切な実施

派遣労働者を異なる作業に転換したときや作業設備、作業方法等について大幅な変更があったとき等、その作業内容を変更したときは、当該派遣労働者に対し、作業内容変更時の安全衛生教育を行うこと。また、当該教育は、派遣労働者が従事する業務に関する安全又は衛生を確保するために必要な内容及び時間をもって行うこと。

ウ 特別教育の適切な実施

特別教育が必要な一定の危険又は有害な業務に派遣労働者を従事させるときは、当該派遣労働者が当該業務に関する特別教育を既に受けた者か等を確認し、当該派遣労働者に対し、必要な特別教育を適切に行うこと。また、その実施結果を派遣元事業者に書面等により報告すること。

エ 派遣先事業場における禁止事項の周知

立入禁止場所等の派遣先事業場において禁止されている事項について、派遣労働者に対し、周知を行うこと。

(5) 安全な作業の確保

ア 就業制限業務に係る資格の確認（安衛法第61条、3(2)参照）

就業制限業務に派遣労働者を従事させるときは、当該派遣労働者が資格を有していることを確認すること。

イ 安全な作業マニュアル等の作成

派遣労働者が従事する作業について安全な作業マニュアルや手順書（以下「マニュアル等」という。）を作成するよう努めること。

ウ 派遣労働者の作業状況の確認

派遣労働者がマニュアル等により適切な作業を行えるよう、適時作業状況を確認する者を定め、その者に必要な指揮を行わせるよう努めること。

エ 標識、警告表示の掲示等

立入禁止場所、危害を生ずるおそれのある箇所等には、わかりやすい標識や警告表示の掲示を行うこと。

オ 安全衛生活動への配慮

派遣先事業場が実施している危険予知活動、安全衛生改善提案活動、健康づくり活動等の安全衛生活動に派遣労働者が参加で

きるよう配慮すること。

(6) 特殊健康診断の実施及びその結果に基づく事後措置等

ア 特殊健康診断の実施及びその結果に基づく事後措置

一定の有害業務に常時従事する派遣労働者に対しては、当該業務に係る特殊健康診断を実施し、その結果に基づく事後措置を講ずること。

また、労働者派遣法第45条第10項の規定に基づき、派遣先事業者は、特殊健康診断の結果の記録の写しを派遣元事業者に送付しなければならないこと。

さらに、派遣先事業者は、特殊健康診断の結果に基づき就業上の措置を実施したときは、派遣元事業主に対し、当該措置の内容に関する情報を提供すること。

イ 作業の記録の情報提供

派遣先事業者は、特化則第38条の4又は石綿則第35条の規定に基づき、一定の有害業務に従事する派遣労働者に係る作業の記録を作成するとともに、これを保存しなければならないこと。また、当該記録を派遣元事業者における派遣労働者の健康管理に活用することができるようにするため、これを派遣元事業者に情報提供するよう努めること。

(7) ストレスチェック結果に基づく集団ごとの集計・分析（安衛則第52条の14）

ストレスチェック結果に基づく集団ごとの集計・分析については、職場単位で実施することが重要であることから、派遣先事業者においては、派遣先事業場における派遣労働者も含めた一定規模の集団ごとにストレスチェック結果を集計・分析するとともに、その結果に基づく措置を実施することが望ましいこと。

(8) 健康に関する情報に基づく派遣労働者に対する不利益な取扱いの禁止

次に掲げる派遣先事業者による派遣労働者に対する不利益な取扱いについては、一般的に合理的なものとはいえないため、派遣先事業者はこれを行ってはならないものとする。なお、不利益な取扱いの理由がこれ以外

のものであったとしても、実質的にこれに該当するとみなされる場合には、当該不利益な取扱いについても行ってはならないものとする。

- 一般健康診断又は長時間にわたる労働に関する面接指導の結果に基づく派遣労働者の就業上の措置について、派遣元事業者からその実施に協力するよう要請があったことを理由として、派遣先事業者が、当該派遣労働者の変更を求めること。

(9) 派遣労働者が労働災害に被災した場合の対応

ア 労働災害の発生原因の調査及び再発防止対策

派遣労働者が労働災害に被災した場合は、その発生原因を調査し、再発防止対策を講ずること。

イ 労働者死傷病報告の提出等(安衛法第100条)

派遣労働者が労働災害に被災した場合は、労働者死傷病報告を作成し、派遣先の事業場を所轄する労働基準監督署に提出すること。

また、当該労働者死傷病報告の写しを、遅滞なく、派遣元事業者に送付すること。

3 派遣元事業者と派遣先事業者との連携

- (1) 安全衛生教育に関する協力や配慮
(編注：略)
- (2) 危険有害業務に係る適正な労働者派遣
(編注：略)
- (3) 健康診断に関する協力や配慮

ア 一般健康診断の実施に関する協力や配慮

派遣労働者に対する一般健康診断の実施に当たって、派遣先事業者は当該派遣労働者が派遣元事業者が実施する一般健康診断を受診することができるよう必要な配慮をすることが適当である。また、派遣元事業者から依頼があった場合には、派遣先事業者は、その雇用する労働者に対する一般健康診断を実施する際に、派遣労働者もこれを受診することができるよう配慮することが望ましいこと。なお、派遣元事業者からの依頼により、派遣先事業者が、派遣労働

者も含めて一般健康診断を実施するに当たっては、派遣労働者に係る一般健康診断は派遣元事業者に課されており、その費用は派遣元事業者が当然負担すべきものであることに留意すること。

イ 医師に対する情報の提供に関する協力や配慮

派遣元事業者は、一般健康診断の結果について適切に医師から意見を聴くことができるよう、労働者派遣法第42条第3項の規定に基づき派遣先事業者から通知された当該労働者の労働時間に加え、必要に応じ、派遣先事業者に対し、その他の勤務の状況又は職場環境に関する情報について提供するよう依頼することとし、派遣先事業者は、派遣元事業者から依頼があった場合には、必要な情報を提供すること。この場合において、派遣元事業者は、派遣先事業者への依頼について、あらかじめ、当該派遣労働者の同意を得なければならないこと。

ウ 就業上の措置に関する協力や配慮

派遣元事業者は、一般健康診断の結果に基づき派遣労働者に対し就業上の措置を講ずるに当たって、派遣先の協力が必要な場合には、派遣元事業者は、派遣先事業者に対して、当該措置の実施に協力するよう要請することとし、派遣先事業者は、派遣元事業者から要請があった場合には、これに応じ、必要な協力を行うこと。この場合において、派遣元事業者は、派遣先事業者への要請について、あらかじめ、当該派遣労働者の同意を得なければならないこと。

また、派遣先事業者は、特殊健康診断の結果に基づく就業上の措置を講ずるに当たっては、派遣元事業者と連絡調整を行った上でこれを実施することとし、就業上の措置を実施したときは、派遣元事業者に対し、当該措置の内容に関する情報を提供すること。

(4) 長時間にわたる労働に関する面接指導に関する協力や配慮

ア 長時間にわたる労働に関する面接指導等の実施に関する協力や配慮

派遣労働者に対する長時間にわたる労働

に関する面接指導の実施に当たって、派遣先事業者は、当該派遣労働者が派遣元事業者が実施する長時間にわたる労働に関する面接指導を受けることができるよう必要な配慮をすることが適当であること。

イ 面接指導に必要な情報の収集に関する協力や配慮

派遣元事業者は、長時間にわたる労働に関する面接指導が適切に行えるよう、労働者派遣法第42条第3項の規定に基づき派遣先事業者から通知された当該派遣労働者の労働時間に加え、必要に応じ、派遣先事業者に対し、その他の勤務の状況又は職場環境に関する情報について提供するよう依頼することとし、派遣先事業者は、派遣元事業者から依頼があった場合には、必要な情報を提供すること。この場合において、派遣元事業者は、派遣先事業者への依頼について、あらかじめ、当該派遣労働者の同意を得なければならないこと。

ウ 就業上の措置に関する協力や配慮

派遣元事業者が、派遣労働者に対する長時間にわたる労働に関する面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案して、就業上の措置を講じるに当たって、派遣先事業者の協力が必要な場合には、派遣元事業者は、派遣先事業者に対して、当該措置の実施に協力するよう要請することとし、派遣先事

業者は、派遣元事業者から要請があった場合には、これに応じ、必要な協力を行うこと。この場合において、派遣元事業者は、派遣先事業者への要請について、あらかじめ、当該派遣労働者の同意を得なければならないこと。

(5) 派遣元事業場における再発防止対策に関する協力

派遣先事業者は、派遣労働者が労働災害に被災した場合、派遣元事業場における安全衛生教育への活用や当該労働災害に係る業務と同種の業務に従事する派遣労働者への情報提供の観点から、派遣元事業者に対し当該労働災害の原因や対策について必要な情報を提供すること。

(6) 派遣元事業者と派遣先事業者との連絡調整

派遣元事業者及び派遣先事業者は、定期的な会合を開催するなどし、健康診断、安全衛生教育、労働者派遣契約で定めた安全衛生に関する事項の実施状況、派遣労働者が被災した労働災害の内容・対応、派遣先事業場が実施している安全衛生活動への派遣労働者の参加等について連絡調整を行うこと。

第4 外国人の派遣労働者に係る事項

(編注：略)

第5 関係通達の改廃 (編注：略)

○ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

(平成27年9月30日基発0930第9号、都道府県労働局長宛、厚生労働省労働基準局長名)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成27年政令第294号。以下「改正政令」という。)及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第141号。以下「改正省令」という。)がそれぞれ平成27年8月12日、9月17日に公布され、平成27年11月1日から施行することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。併せて、本通達については、別添(編注：略)

のとおり、別紙関係事業者等団体の長宛て傘下会員事業者への周知等を依頼したので了知されたい。

記

第1 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

1 改正の趣旨

国が専門家を参集して行った化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価(以下

「リスク評価」という.)において、ナフタレン及びこれを含有する製剤その他の物及びリフラクトリーセラミックファイバー及びこれを含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う作業については、リスクが高いため健康障害防止措置の導入が必要と評価されたところである。

改正政令は、リスク評価を基に行った専門家による健康障害防止措置内容の検討結果を踏まえ、ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーについては、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「施行令」という。)第18条に規定する名称等を表示すべき危険物及び有害物、施行令第22条に規定する健康診断を行うべき有害な業務並びに施行令別表第3に規定する特定化学物質の範囲を拡大するため、施行令について所要の改正を行ったものである。

2 改正の内容及び留意事項

(1) 施行令の一部改正(改正政令本則関係)

ア 名称を表示すべき危険物及び有害物の追加(施行令第18条関係)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第57条第1項の表示(以下「表示」という。)をしなければならない物(以下「表示対象物質」という。)として、ナフタレン及びこれを含有する製剤その他の物及びリフラクトリーセラミックファイバー及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(具体的には第2の2(1)イ参照)を規定したこと。

イ 特定化学物質の追加(施行令別表第3関係)

特定化学物質の第2類物質として、以下の物質を追加したこと。これにより、以下の物質を製造し、又は取り扱う場合は、作業主任者の選任、作業環境測定の実施及び特殊健康診断の実施(以下「作業主任者の選任等」という。)を行わなければならないこととなること。

(ア) ナフタレン及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(具体的には第2の2(2)ア参照)

(イ) リフラクトリーセラミックファイバー及びこれを含有する製剤その他の物で、

厚生労働省令で定めるもの(具体的には第2の2(2)イ参照)

ウ 配置転換後の健康診断を行うべき有害な業務への追加(施行令第22条第2項関係)

以下の物質を製造し、又は取り扱う業務を、法第66条第2項後段の健康診断の対象業務としたこと。

(ア) ナフタレン及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(具体的には第2の2(2)コ参照)

(イ) リフラクトリーセラミックファイバー及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(具体的には第2の2(2)コ参照)

エ 作業主任者を選任すべき作業、作業環境測定を行うべき作業場及び健康診断を行うべき有害業務への追加(施行令第6条、第21条及び第22条関係) ナフタレン又はリフラクトリーセラミックファイバー及びこれら含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う作業等を、作業主任者を選任すべき作業等に追加したこと。なお、これらのうち、厚生労働省令で定める一部の作業等については、作業主任者の選任等の規定の適用を除外することとしたこと。

(2) 施行期日(改正政令附則第1項関係)

改正政令は、平成27年11月1日から施行することとしたこと。

(3) 経過措置(改正政令附則第2項から第4項まで関係)

ア 作業主任者の選任に関する経過措置(改正政令附則第2項関係)

ナフタレン又はリフラクトリーセラミックファイバー及びこれら含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う作業については、平成29年10月31日までの間(施行後2年間)は、作業主任者の選任を要しないこととしたこと。

イ 表示対象物に関する経過措置(改正政令附則第3項関係)

(1)のアの表示対象物質として追加する物であって、改正政令の施行の日(平成27年

11月1日)において現に存するものについては、平成28年4月30日までの間(施行後半年間)は、表示に係る規定は適用しないこととしたこと。

ウ 作業環境測定に関する経過措置(改正政令附則第4項関係)

ナフタレン又はリフラクトリーセラミックファイバー及びこれらを含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う屋内作業場については、平成28年10月31日までの間(施行後1年間)は、作業環境測定を行うことを要しないこととしたこと。

第2 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

1 改正の趣旨

改正省令は、改正政令の施行に伴い、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)及び作業環境測定法施行規則(昭和50年労働省令第20号。以下「作環則」という。)について所要の改正を行うとともに、1,2-ジクロロプロパンによる清掃業務に係る健康管理手帳の交付要件を変更するため、安衛則の改正を行ったものである。

2 改正の内容及び留意事項

(1) 安衛則の一部改正(改正省令第1条関係)

ア 1,2-ジクロロプロパンによる清掃業務に係る健康管理手帳交付要件の変更(安衛則第53条関係)

屋内作業場等において、1,2-ジクロロプロパンによる印刷機その他の設備を清掃する業務について、労災認定状況等を踏まえ、健康管理手帳を交付する要件である従事経験年数を現行の「3年以上」から「2年以上」に短縮したこと。

イ 表示対象物質の追加(安衛則別表第2関係)

改正政令による施行令第18条の改正により、表示対象物質として、ナフタレン又はリフラクトリーセラミックファイバー及びこれらを含有する製剤その他の物で、厚生労働

省令で定めるものが規定されたことに伴い、当該物質に係る裾切値(当該物質の含有量がその値未満の場合、規制の対象としないこととする場合の当該値をいう。以下同じ。)を1%と規定したこと。

ウ 通知対象物質の範囲の変更(安衛則別表第2の2関係)

法第57条の2第1項に基づき通知(以下単に「通知」という。)をしなければならないこととされているリフラクトリーセラミックファイバーに係る裾切値を0.1%と規定するとともに、リフラクトリーセラミックファイバーは人造鉱物繊維の一種であることから、裾切値が1%とされている「人造鉱物繊維」の欄から除いたこと。なお、リフラクトリーセラミックファイバー以外の人造鉱物繊維に係る裾切値については変更はないこと。

エ 計画の届出をすべき機械等の追加(安衛則別表第7関係)

特化則第2条の2に規定するナフタレン又はリフラクトリーセラミックファイバーに関する適用除外業務のみに係る発散抑制の設備については、届出の対象としないこととしたこと。

(2) 特化則の一部改正(改正省令第2条関係)

ア ナフタレン等の「特定第2類物質」への追加(特化則第2条及び別表第1関係)

ナフタレン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物(以下「ナフタレン等」という。)については、リスク評価において、これを製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者について健康障害のリスクが高いとされたことから、今般の改正により特定化学物質に追加したものであること。また、この物質は、昇華性のある物質であることを考慮して、大量漏えいによる急性中毒の防止にも対処できるようナフタレン等を「特定第2類物質」として規定したこと。

イ リフラクトリーセラミックファイバー等の「管理第2類物質」への追加(特化則第2条及び別表第1関係)

リフラクトリーセラミックファイバー及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「リフラクトリーセラミックファイバー等」という。）については、リスク評価において、これを製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者について、健康障害のリスクが高いとされたことから、今般の改正により特定化学物質に追加したものであるが、大量漏洩による急性中毒のリスクは低いものであることから、「管理第2類物質」として規定したこと。

なお、今般の改正により規制の対象とするリフラクトリーセラミックファイバーは、国際がん研究機関（IARC）で発がん性分類が2Bとなった、シリカとアルミナを主成分とした非晶質の人造鉱物繊維のことをいうこと。

ウ ナフタレン等及びリフラクトリーセラミックファイバー等に係る適用除外（特化則第2条の2関係）

(ア) リスク評価の結果、以下の①から④までの作業については、ナフタレン等又はリフラクトリーセラミックファイバー等の労働者へのばく露の程度が低く、労働者の健康障害のおそれが低いと判断されたため、作業主任者の選任等の規定及び特化則の規定の適用を除外したこと。ただし、以下の①から③までのナフタレン等にナフタレン以外の特定化学物質が含まれている場合、又は④のリフラクトリーセラミックファイバー等以外にリフラクトリーセラミックファイバー以外の特定化学物質が含まれている場合には、当該特定化学物質に着目した規制が必要であることから、作業主任者の選任等の規定及び特化則の規定の適用除外とはならないこと。

②のタンク自動車等の「等」には、密閉式の構造の設備が含まれること。

① 液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備（密閉式の構造のものに限る。②において同じ。）から試料の採取の業務

② 液体状のナフタレン等を製造し、又

は取り扱う設備から液体状のナフタレン等をタンク自動車等に注入する業務（直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。）

③ 液体状のナフタレン等を常温を超えない温度で取り扱う業務（①及び②に掲げる業務を除く。）

④ リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う業務のうち、バインダー（リフラクトリーセラミックファイバーの発じん防止に用いられる接合剤等）により固化化された物その他のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務（当該物の切断、穿孔、研磨等のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんが発散するおそれのある業務を除く。）

(イ) 液体状のナフタレン等を常温を超えない温度で取り扱う業務の「常温」とは、概ね、日本工業規格（JISZ8703 試験場所の標準状態）における常温の上限（35℃）を超えない程度の温度域をいうこと。この温度を超える場合は、作業方法によってはばく露の可能性を否定できないため、今回の政省令改正による措置が必要になること。

(ウ) 「リフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物」とは、バインダーの使用又は熱処理加工により発じん防止処理がされた成形品及びペースト状の湿潤化されたリフラクトリーセラミックファイバー等の製剤をいうこと。また、一定の形状を保つよう加工がされた製品であれば、その製品自体を切断・研磨等、粉じんが発散するおそれのある取扱いを行わない限り、適用除外業務に該当すること。

(エ) 特化則第2条の2に規定される業務は、(ア)のとおり労働者の健康障害のおそれは低いと判断されたものであるが、ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーは、ヒトに対する発がんのお

それがあることから、これらの業務について自主的な管理をする必要があること。

エ 特定化学物質作業主任者の選任及び職務（特化則第27条及び第28条関係）

リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う事業場における作業主任者については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任しなければならないこととなっていること。

オ 作業環境測定の実施及びその結果の評価並びにこれらの結果の記録の保存（特化則第36条及び第36条の2関係）

ナフタレン等又はリフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う屋内作業場について、作業環境測定及びその結果の評価を行わなければならないこととしたこと。

なお、ナフタレン等及びリフラクトリーセラミックファイバー等に係る作業環境測定の方法、測定結果の評価方法等については、改正政令及び改正省令の施行日までに、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）等の関係告示を改正し、別途、通達を発出する予定であること。

カ 特別管理物質の追加（特化則第38条の3関係）

ナフタレン等及びリフラクトリーセラミックファイバー等を特別管理物質に追加したこと。

これに伴い、ナフタレン等及びリフラクトリーセラミックファイバー等については、特化則第38条の3の作業場内掲示、特化則第38条の4の作業記録の作成及び記録の30年間保存、特化則第40条第2項の特殊健康診断の結果の記録の30年間保存並びに特化則第53条の記録の提出の対象となることに留意すること。

キ リフラクトリーセラミックファイバー等に係る措置（特化則第38条の20関係）

(ア) リフラクトリーセラミックファイバーは発じん性が高く、労働者へのばく露の程度を低減する必要がある物であることから、リフラクトリーセラミックファイ

バー等を製造し、又は取り扱う作業について、二次発じんを防止するための措置を規定したこと。また、特に発じんのおそれが高い、リフラクトリーセラミックファイバー等を窯、炉等に張り付けること等の断熱又は耐火の措置を講ずる作業又はリフラクトリーセラミックファイバー等を用いて断熱又は耐火の措置を講じた窯、炉等の補修、解体、破碎等の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる等の措置を規定したこと。

(イ) 特化則第38条の20第1項第1号の「床等」の「等」には、窓枠、棚が含まれること。

(ウ) 「水洗等」、「水洗する等」の「等」には、超高性能（HEPA）フィルター付きの真空掃除機による清掃が含まれること。なお、当該真空掃除機を用いる際には、フィルターの交換作業等による粉じんの再飛散に注意する必要があること。

(エ) 特化則第38条の20第2項第1号の「リフラクトリーセラミックファイバー等を窯、炉等に張り付けること等」の「等」には、例えば、ブランケット状のリフラクトリーセラミックファイバーを含有する耐熱材を窯又は炉等の内側に貼りつける作業等があること。

(オ) 特化則第38条の20第2項第2号の「窯、炉等の補修の作業」及び第3号の「窯、炉等の解体、破碎等の作業」には、リフラクトリーセラミックファイバー等にばく露するおそれのない窯、炉等における作業は含まれないものであること。

(カ) 特化則第38条の20第3項第1号の「それ以外の作業を行う作業場所から隔離すること」とは、例えば、同条第2項各号の作業場所をビニールシート等で覆うこと等により、リフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんが他の作業場所に漏れないようにするものであること。

(キ) 特化則第38条の20第3項第1号ただし書にいう「隔離することが著しく困難である場合」には、窯、炉等の配管等の構

造上の理由により隔離することが技術的に困難な場合が含まれるものであること。また、「必要な措置」には以下のものが含まれること。

- ① 前項各号に掲げる作業を行う作業場所からのリフラクトリーセラミックファイバーの粉じんにはばく露するおそれがある作業場所において作業に従事する労働者に(ク)に掲げる呼吸用保護具を含む適切な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を着用させること
 - ② 可能な場合にあつては、リフラクトリーセラミックファイバーを湿潤な状態とすること
- (ク) 特化則第38条の20第3項第2号の「有効な呼吸用保護具」とは、各部の破損、脱落、弛たるみ、湿気の付着、変形、耐用年数の超過等保護具の性能に支障をきたしていない状態となっており、かつ、100以上の防護係数が確保できるものであり、具体的には、粒子捕集効率が99.97%以上の全面形の面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具、粒子捕集効率が99.97%以上の半面形の面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具のうち、漏れ率が1%以下（電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成26年厚生労働省告示第455号）で定める漏れ率による等級がS級又はA級）であつて、(ケ)の方法により、労働者ごとに防護係数が100以上であることが確認されたものが含まれること。
- (ケ) (ク)の労働者ごとの防護係数の確認は、当該確認に係る電動ファン付き呼吸用保護具を特化則第38条の20第3項の規定に基づき、当該労働者に初めて使用させるとき及びその後6月以内ごとに1回、定期に、日本工業規格 T8150で定める方法により防護係数を求めることにより行うこと。
- なお、事業者は、当該確認を行ったときは、労働者の氏名、呼吸用保護具の種類、確認を行った年月日及び防護係数の値を記録し、これを30年間保存すること。
- (コ) 特化則第38条の20第3項第2号の「作

業衣」は粉じんの付着しにくいものとする。また、「保護衣」は、日本工業規格 T8115に定める規格に適合する浮遊固体粉じん防護用密閉服が含まれること。なお、リフラクトリーセラミックファイバー等を窯、炉等に張り付けること等の断熱又は耐火の措置を講ずる作業等においては、支持金物等に接触し作業衣等が破れるおそれがあるため、支持金物等に保護キャップやテープを巻くなどの対策を行うことが望ましいこと。また、粉じんの発散の状況等に応じて保護眼鏡を使用することが望ましいこと。

- (サ) 特化則第38条の20第4項の「湿潤な状態にする等」の「等」には、集じん機による粉じんの吸引等により作業場所の粉じんの濃度を湿潤化した場合と同程度に低減させることが含まれること。
- (シ) リフラクトリーセラミックファイバー等に係る作業主任者においては、更衣時飛散したりフラクトリーセラミックファイバー等を吸入しないよう、作業方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ク ナフタレン等又はリフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う業務に係る特殊健康診断（特化則第39条関係）
- 事業者は、ナフタレン等又はリフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者（以下「業務従事労働者」という。）及びこれらの業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているもの（以下「配置転換後労働者」という。）に対し、特化則第39条の特殊健康診断を実施しなければならないこととしたこと。
- なお、配置転換後労働者には、本省令の施行日（平成27年11月1日）より前に当該業務に常時従事させ、施行日以降に当該業務に従事させていない労働者で、現に使用しているものが含まれること。
- ケ ナフタレン等及びリフラクトリーセラミックファイバー等に係る特殊健康診断の項目（特化則別表第3及び別表第4関係）

(ア) ナフタレン等に係る特殊健康診断の項目について

ナフタレンについては、ヒトに対する発がんのおそれや頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐の症状、溶血性貧血、ヘモグロビン尿、眼及び呼吸器系の刺激、眼毒性（白内障、視神経、レンズの混濁、網膜変性）を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、ナフタレン等の業務従事労働者及び配置転換後労働者に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

- ① 「業務の経歴の調査」は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。なお、この項目については、業務従事労働者以外のものは対象とならない。ただし、配置転換後労働者が改正省令の施行日以降に初めて受ける健康診断が、法第66条第2項後段に規定する配置転換後健康診断に当たる場合には、当該健康診断の際に「業務の経歴の調査」を行うことが望ましいこと。
- ② 「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中のナフタレンの濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、ナフタレンの蒸気の発散源からの距離、呼吸用保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中のナフタレンの濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法があること。なお、この項目については、業務従事労働者以外のものは対象とならないが、配置転換後労働者への取扱いについては、上記①と同様であること。
- ③ 「ナフタレンによる眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、

嘔吐、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、ナフタレンにより生じるこれらの症状の既往歴の有無の検査をいうこと。「羞明」とは、まぶしさをいうこと。なお、「眼の痛み、流涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状」については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

- ④ 「眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、ナフタレンにより生じるこれらの症状の有無の検査をいうこと。なお、「眼の痛み、流涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐等の急性の疾患に係る症状」については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ⑤ 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ⑥ 「尿中の潜血検査」は、腎臓、尿管、膀胱等の尿路系の異常を評価するための検査であること。なお、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ⑦ 「作業条件の調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。なお、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- ⑧ 「尿中のヘモグロビンの有無の検査」は、溶血性貧血等の血液学的異常を評価するための検査であること。なお、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るもの

であること。

- ⑨ 「尿中の1-ナフトール及び2-ナフトールの量の測定」は、ナフタレンによるばく露状況を評価するための検査であること。なお、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
 - ⑩ 「赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査」は、ナフタレンによる溶血性貧血等の血液学的異常を評価するための検査であること。なお、この項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
- (イ) リフラクトリーセラミックファイバー等に係る特殊健康診断の項目について
- リフラクトリーセラミックファイバーについては、ヒトに対する発がんのおそれや眼の損傷並びに皮膚炎等の刺激症状を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、リフラクトリーセラミックファイバー等の業務従事労働者及び配置転換後労働者に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。
- ① 「業務の経歴の調査」及び「作業条件の簡易な調査」については、ナフタレン等に係る特殊健康診断の趣旨等（ア）①及び②）と同様であること。
 - ② 「喫煙歴及び喫煙習慣の状況に係る調査」は、喫煙が肺疾患を進展させる要因となり得ることから行うものであること。
 - ③ 「リフラクトリーセラミックファイバーによるせき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み、皮膚の刺激等についての他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、リフラクトリーセラミックファイバーにより生じるこれらの症状の既往歴の有無の検査をいうこと。なお、「眼の痛み、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状」については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限

るものであること。

- ④ 「せき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み等についての他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、リフラクトリーセラミックファイバーにより生じるこれらの症状の有無の検査をいうこと。なお、「眼の痛み等の急性の疾患に係る症状」については、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
 - ⑤ 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。
 - ⑥ 「胸部のエックス線直接撮影による検査」については、肺がん等を評価するための検査であること。
 - ⑦ 「作業条件の調査」については、ナフタレン等に係る特殊健康診断の趣旨等（ア）の⑦）と同様であること。
 - ⑧ 「特殊なエックス線撮影による検査」は、CT（コンピューター断層撮影）による検査等をいうこと。
 - ⑨ 「血清シアル化糖鎖抗原KL-6の量の検査若しくは血清サーファクタントプロテインD（血清SP-D）の検査等の血液生化学検査」は、肺がん等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。
 - ⑩ 「喀痰の細胞診又は気管支鏡検査」は、肺がん等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。
- コ 法第66条第2項後段の特殊健康診断の対象物に係る裾切値（特化則別表第5関係）
- 改正政令による施行令第22条第2項の改正により、法第66条第2項後段の特殊健康診断の対象業務として、ナフタレン、リフラクトリーセラミックファイバー又はこれらを含む製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるものを製造し、又は取り扱う業務が規定されたことに伴い、これらの物に係る裾切値を1%としたこと。

サ 特定化学物質健康診断結果報告書の様式
(特化則様式第3号(裏面)関係)

ナフタレン等又はリフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う業務を特殊健康診断の対象業務として規定したことに伴い、特化則様式第3号について所要の改正を行ったこと。

(3) 作環則の一部改正(改正省令第3条関係)

ア ナフタレン等が特定化学物質に追加されることにより、ナフタレン等を製造し、又は取り扱う屋内作業場が作環則別表第3号の作業場の種類に追加されること。

イ リフラクトリーセラミックファイバー等が特定化学物質に追加されたが、リフラクトリーセラミックファイバーは人造鉱物繊維の一種であり、作環則別表第1号で定める作業場と同様の分析方法(計数方法)を採用することとしているため、リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う屋内作業場を作環則別表第1号の作業場の種類に追加したこと。

(4) 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令
(平成26年厚生労働省令第101号。以下「平成26年改正省令」という。)の一部改正(改正省令第3条関係)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第288号。以下「平成26年改正政令」という。)及び平成26年改正省令により、クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)、ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)、テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトン(以下「クロロホルム他9物質」という。)については、特定化学物質に指定して、所要の規制を行うこととされたところである。

平成26年改正省令の施行の際現に、第一種作業環境測定士試験のうち作環則第16条第1項第9号に掲げる科目(有機溶剤の分析の技術に関する科目)に合格している者は、クロ

ロホルム他9物質を含む試験範囲を受験し、合格しているため、同項第7号(平成26年改正省令による改正後の特化則第2条の2第1号イに掲げるクロロホルム等有機溶剤業務を行う作業場の作業環境について行う分析の技術に関する科目に限る。)及び同項第9号に掲げる科目について合格したものとみなすこととしたこと。

(5) 労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令
(平成27年厚生労働省令第115号。以下「平成27年改正省令」という。)

労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令(平成27年政令第250号。以下「平成27年改正政令」という。)及び平成27年改正省令により、表示対象物の範囲を拡大するとともに、安衛則別表第2及び別表第2の2を統合し、表示対象物及び通知対象物の裾切値を新たに安衛則別表第2として一括して整理し、平成28年6月1日から施行される予定である。

しかし、同表においては、「人造鉱物繊維」について、いずれの裾切値も1%と定められているため、今般の改正においてリフラクトリーセラミックファイバーの通知対象物としての裾切値が0.1%に引き下げられたことを踏まえて、「リフラクトリーセラミックファイバー」を「人造鉱物繊維」の欄から除き、別途規定したこと。

このため、平成28年6月1日に施行される時点におけるリフラクトリーセラミックファイバーの裾切値については、今般の改正によるものと同様になること。

(6) 施行期日(改正省令附則第1条関係)

改正省令は、平成27年11月1日から施行することとしたこと。

ただし、(4)の規定は、公布日から施行し、改正省令による改正後の労働安全衛生規則等の一部を改正する省令附則第10条第3項の規定は、平成26年11月1日から適用すること。

(7) 経過措置（改正省令附則第2条から第6条まで関係）

ア 計画の届出に関する経過措置（改正省令附則第2条関係）

安衛則別表第7に定める以下の設備等の設置若しくは移転又は主要構造部分の変更を平成28年1月31日までの間（施行後3月）に行う場合には、安衛則第86条第1項及び法第88条第2項において準用する同条第1項の規定に基づく計画の届出を要しないこととしたこと。

(ア) ナフタレン等を製造する設備

(イ) ナフタレン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備及びその附属設備

(ウ) ナフタレン等又はリフラクトリーセラミックファイバー等のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制措置

イ 様式に関する経過措置（改正省令附則第3条関係）

改正省令の施行の際、現に存する改正省令による改正前の様式による報告書の用紙は、当分の間、必要な改訂をした上、使用することができることとしたこと。

ウ 第2類物質の製造等に係る設備に関する経過措置（改正省令附則第4条及び第5条関係）

ナフタレン等又はリフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う設備で、改正省令の施行の際、現に存するものについては、平成28年10月31日までの間（施行後1年間）は、改正省令による改正後の特化則（以下「新特化則」という。）第4条又は第5条の規定は、適用しないこととしたこと。

エ 特定化学設備に関する経過措置（改正省令附則第6条関係）

ナフタレン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備で、改正省令の施行の際、現に存するものについては、平成28年10月31日までの間（施行後1年間）は、新特化則第13条から第17条まで、第18条の2、第19条第2項及び第3項、第19条の2から第20条まで、第31条並びに第34条の規定は、適用

しないこととしたこと。

オ 出入口に関する経過措置（改正省令附則第7条関係）

ナフタレン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場及び当該作業場を有する建築物であって、改正省令の施行の際、現に存するものについては、平成28年10月31日までの間（施行後1年間）は、新特化則第18条の規定は、適用しないこととしたこと。

カ 警報設備等に関する経過措置（改正省令附則第8条関係）

ナフタレン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する作業場又は当該作業場以外の作業場でナフタレン等を合計100リットル以上取り扱う作業場で、改正省令の施行の際、現に存するものについては、平成28年10月31日までの間（施行後1年間）は、新特化則第19条第1項及び第4項までの規定は、適用しないこととしたこと。

キ 床に関する経過措置（改正省令附則第9条関係）

ナフタレン等又はリフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場で改正省令の施行の際、現に存するものについては、平成28年10月31日までの間（施行後1年間）は、新特化則第21条の規定は、適用しないこととしたこと。

(8) その他（リフラクトリーセラミックファイバーに関する粉じん則等の適用）

ア 粉じん則等の適用の有無

リフラクトリーセラミックファイバーは、鉱物（人工物を含む。）の一種であること、また、耐火物として使用される場合があることから、リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う業務のうち一部の業務については、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）別表第1に規定する「粉じん作業」及びじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）別表に規定する「粉じん作業」に該当する場合があること。

このため、このような業務については、今回の改正政省令の規定に加えて、粉じん則並びにじん肺法（昭和35年法律第30号）及びじん肺法施行規則の規定が適用されること。

イ 健康診断についての留意事項

アの場合、健康診断については、特化則に基づく健康診断の規定及びじん肺法に基づくじん肺健康診断（以下単に「じん肺健康診断」という。）の規定の両方が適用され、それぞれの健康診断を実施しなければならないこと。

しかしながら、これらの健康診断の検査項目のうち、特化則別表第3に規定する「胸部のエックス線直接撮影による検査」とじん肺法第3条第1項第1号に規定する「エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）による検査」は同一の検査であるため、特化則に基づく健康診断とじん肺健康診断を同時期に行う場合には、エックス線直接撮影を重ねて実施する必要はなく、これら2つの健康診断でエックス線写真を共用することができること。

なお、特化則に基づく健康診断とじん肺健康診断では実施頻度が異なり、前者は6月以内ごとに1回であるのに対し、後者はじん肺管理区分等に応じて3年以内ごとに1回又は1年以内ごとに1回であることに留意すること。

ウ 作業主任者の選任及び特別教育についての留意事項

アの場合には、特化則に基づく作業主任者を選任するとともに、当該作業を行う労働者に対して粉じん則に基づく特別教育を実施する必要があることに留意すること。

3 関係通達の一部改正

(1) 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（平成26年厚生労働省令第101号）の一部改正に伴い、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」（平成26年9月24日付け基発0924第6号・雇発0924第7号）の一部を次のように改正する。

第2の2(8)ク中(ウ)を(エ)とし、「改正省令附則第10条第3項関係」を「改正省令附則第10条第4項関係」に改め、(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 改正省令の施行の際現に、作業環境測定士試験のうち作環則第16条第1項第9号に掲げる科目に合格している者は、同項第7号（改正省令による改正後の特化則第2条の2第1号イに掲げるクロロホルム等有機溶剤業務を行う作業場の作業環境について行う分析の技術に関する科目に限る。）及び同項第9号に掲げる科目について合格したものとみなすこととしたこと。（改正省令附則第10条第3項関係）

(2) 「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について」（平成27年8月3日付け基発0803第2号）の一部を次のように改正する。

別紙1の表中「人造鉱物繊維」の次に「(リフラクトリーセラミックファイバーを除く。）」を加え、「ヨードホルム」の項の次に次のように加える。

リフラクトリーセラミックファイバー	142844-00-6	1%未満	0.1%未満
-------------------	-------------	------	--------

○関連

- ・労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（平成27年9月25日厚生労働省公示第388号）

○ 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示の適用等について

(平成27年10月5日基発1005第3号, 都道府県労働局長宛, 厚生労働省労働基準局長名)

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示(平成27年厚生労働省告示第404号, 以下「改正告示」という.)が,平成27年9月30日に公示され,平成27年11月1日(一部の規定については平成28年10月1日)から適用されることとなった。その趣旨,内容等については,下記のとおりであるので,関係者への周知徹底を図るとともに,その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

本改正は,「平成25年度第2回管理濃度等検討会」,「平成26年度第1回管理濃度等検討会」,「平成26年度第2回管理濃度等検討会」及び「平成27年度第1回管理濃度等検討会」において検討された結果を踏まえ,労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成27年政令第294号)により特定化学物質に追加されたナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーの試料採取方法,分析方法及び管理濃度を定めるとともに,テトラクロロエチレンの管理濃度を引き下げる等の改正を行ったものである。

第2 改正の要点

1 作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号,以下「測定基準」という.)の一部改正について

(1) 試料採取方法及び分析方法について(測定基準別表関係)

ア ナフタレンについて,試料採取方法を「固体捕集方法」と,分析方法を「ガスクロマトグラフ分析方法」と定めたこと。

イ リフラクトリーセラミックファイバーについて,試料採取方法を「ろ過捕集方法」と,分析方法を「計数方法」と定めたこと。

(2) 作業環境測定の対象について(測定基準第10条第1項関係)

特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号,以下「特化則」という.)別表第1第37号に掲げる物を製造し,又は取

り扱う屋内作業場における測定は測定基準第13条各項に基づき実施することを明確にしたこと。

(3) 特定化学物質に係る測定の特例について(測定基準第10条第2項及び第3項関係)

ア 臭化メチルの測定について,検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができることとする(臭化メチル以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときを除く。)(第2項関係)

イ 臭化メチルの測定について,臭化メチル以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれがある場合であっても,特化則第36条の2第1項の規定による測定結果の評価が2年以上行われ,その間,当該評価の結果,第1管理区分に区分されることが継続した単位作業場については,所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合は,検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができること。なお,この場合であっても,1以上の測定点において測定基準別表第1に掲げる方法による測定を同時に行う必要があること。(第3項関係)

(4) 有機溶剤に係る測定の特例について(測定基準第13条第2項及び第3項関係)

ア 有機溶剤のうち,イソブチルアルコール,テトラヒドロフラン,ノルマルヘキサン及びメチルエチルケトンの測定について,検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができることとする(これらの物以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときを除く。)(第2項関係)

イ アの有機溶剤の測定について,これらの物質以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれがある場合であっても,有機溶剤

中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)第28条第2項の規定による測定結果の評価が2年以上行われ、その間、当該評価の結果、第1管理区分に区分されることが継続した単位作業場については、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合は、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができること。なお、この場合であっても、1以上の測定点において測定基準別表第2に掲げる方法による測定を同時に行う必要があること。(第3項関係)

(5) 様式の一部改正について(測定基準様式第1号及び第2号関係)

測定対象物質が有機溶剤又は特別有機溶剤を2種類以上含有する混合物として製造され、又は取り扱われる場合は、測定基準様式第1号における「種類」の欄及び測定基準第2号における「測定対象物の名称」の欄には、「混合有機溶剤」と記入し、括弧内に主成分の名称を記入することとしたこと。

2 作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号。以下「評価基準」という。)の一部改正について

- (1) ナフタレンについて、管理濃度を10ppmと定めたこと。
- (2) リフラクトリーセラミックファイバーについて、管理濃度を $5\mu\text{m}$ 以上の繊維として $0.3\text{本}/\text{cm}^3$ と定めたこと。
- (3) テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)について、管理濃度を50ppmから25ppmに引き下げたこと。

3 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能(昭和50年労働省告示第75号)の一部改正について

- (1) ナフタレンについて、特化則の規定に基づき作業場に設ける局所排気装置のフードの外側における濃度(以下「抑制濃度」という。)を $10\text{cm}^3/\text{m}^3$ と定めたこと。
- (2) リフラクトリーセラミックファイバーに

ついて、抑制濃度を $5\mu\text{m}$ 以上の繊維の数として $0.3/\text{cm}^3$ と定めたこと。

4 特定化学物質障害予防規則第8条第1項の厚生労働大臣が定める要件(平成15年厚生労働省告示第378号)について

本告示は改正されていないが、ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーについて、抑制濃度を超えないよう局所排気装置を稼働すべき物質に追加されていることに留意すること。

5 作業環境測定士規程(昭和51年労働省告示第16号)の一部改正について

リフラクトリーセラミックファイバーに係る作業環境測定を作業環境測定法施行規則(昭和50年労働省令第20号)別表第1号の作業場で、ナフタレンに係る作業環境測定を同表第3号の作業場で行うこととしたため、試験の科目の範囲及び講習の科目の範囲について所要の改正を行ったこと。

6 適用期日

改正告示は、平成27年11月1日から適用することとしたこと。

ただし、2(3)に係る改正(テトラクロロエチレンの管理濃度に係る改正)については、平成28年10月1日から適用することとしたこと。

第3 細部事項

1 測定基準関係

リフラクトリーセラミックファイバーの分析方法の「計数方法」とは、ろ過材に捕集された繊維の数を位相差顕微鏡を用いて直接数える方法(位相差顕微鏡法)をいうものであるが、形状が類似した他の人造鉱物繊維を同時に取り扱っている場合は、リフラクトリーセラミックファイバーのみを測定する方法として、分散染色法により分析を行うことができるものであること。

2 評価基準関係

リフラクトリーセラミックファイバーの管

理濃度については、作業環境測定の実績においては、「長さ5 μm以上、長さ×幅（直径）の比が3：1以上で幅が3 μm未満の繊維」を計数するものであること。

第4 関係通達の一部改正

1 平成17年3月31日付け基発第0331017号通達の一部改正

(1) 平成17年3月31日付け基発第0331017号「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて」の別表第1を別添1（編注：略）のとおり改正する。

(2) 改正後の上記通達の適用期日は次のとおりとする。

ア イ以外については、平成27年11月1日

から適用する。

イ 別表第1のテトラクロロエチレンの管理濃度を50ppmから25ppmに改める改正については、平成28年10月1日から適用する。

2 平成2年7月17日付け基発第461号通達の一部改正

(1) 平成2年7月17日付け基発第461号「作業環境測定特例許可について」の別表第2を別添2（編注：略）のとおり改正する。

(2) 改正後の上記通達は平成27年11月1日から適用する。

○ 平成27年度リスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について

（平成27年10月13日基安発1013第2号、都道府県労働局長宛、厚生労働省労働基準局安全衛生部長）

「化学物質のリスク評価検討会」において、平成27年度リスク評価対象物質である、3酸化2アンチモン、酸化チタン（ナノ粒子）、クメン、グルタルアルデヒド及び塩化アリの5物質についてリスク評価（詳細リスク評価又は初期リスク評価）を行い、その報告書が取りまとめられたところである。

については、この報告書の内容を踏まえ、下記のとおり、関係事業者等に対し指導されたい。

併せて、別添1（編注：略）により別紙（編：略）の関係事業者団体等の長に対して傘下会員事業者への周知等を要請しているのので了知されたい。

なお、上記の検討会報告書の概要及び今後の対応を別添2（編注：略）として添付しているが、報告書全文（本文及び別冊）は厚生労働省のウェブサイト（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000093673.html>）（化学物質のリスク評価検討会（第1回））に掲載しているので、併せて了知されたい。

記

1 詳細リスク評価を行った物質について

(1) 作業工程に共通して高いリスクが確認された物質について

① 3酸化2アンチモンについては、詳細リスク評価の結果、当該物質の計量、投入、袋詰め及び炉作業等、当該物質を製造し、又は取り扱う作業において、作業工程に共通して労働者に健康障害を発生させるリスク（以下単に「リスク」という。）が高いことが認められた。このため、今後予定している労働者の健康障害防止措置に係る検討結果を待たず、速やかに労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第28条の2第1項の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づき、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第576条、第577条、第593条及び第594条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むよう、関係、事業者等に対し指導の徹底を図ること。その際、有害物ばく露作業報告のデー

タを適宜活用すること。

- ② 酸化チタン（ナノ粒子）については、当該物質を製造している事業場における充填又は袋詰め作業において、作業工程に共通してリスクが高いことが確認されたことから、速やかに法第28条の2第1項の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づき、安衛則第576条、第577条、第593条及び第594条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むよう、関係事業者等に対し指導の徹底を図ること。その際、有害物ばく露作業報告のデータを適宜活用すること。

なお、今後は、現在リスク評価を行っている酸化チタン（ナノ粒子以外）の評価結果と併せて、両者の整合を図り、粒子の大きさと労働者の健康障害のリスクの関係を踏まえた健康障害防止措置等に係る検討を行うこととしているので了知されたい。

- (2) 一部の事業場で高いリスクが認められたものの作業工程に共通のリスクとは認められず、事業場での適切な管理が必要とされた物質について

グルタルアルデヒドについては、リスク評価の結果、一部の事業場の作業工程においてリスクが高いことが認められたものの、ばく露要因を解析したところ、当該物質を製造し又は取り扱う事業場の作業工程に共通のリスクとは認められなかった。しかしながら、当該物質は有害性の高い物質であり、かつ、事業場において適切な管理がなされていない場合にはリスクが高くなる可能性があることから、法第28条の2第1項の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づき、安衛則第576条、第577条、第593条及び第594条等の規定に基づく措置を講ずることにより、自主的なリスクの低減に取り組むよう、関係事業者等に対し指導すること。

また、ばく露実態調査で高いリスクが認められた事業場については、当該物質の適切な管理を指導すること。

2 初期リスク評価を行った物質について

- (1) 高いリスクが認められたため、詳細リスク評価が必要とされた物質について

塩化アリルについては、リスク評価の結果、一部の事業場の作業工程においてリスクが高いことが確認されたため、今後、引き続き詳細リスク評価のためのばく露実態調査を行い、その結果によりリスクの高い作業工程を明らかにするとともに、当該作業工程に係るリスク低減措置について検討することとしているが、当該物質は、有害性の高い物質であり、かつ、事業場において高いばく露が生じる可能性があることから、今後実施する詳細リスク評価の結果を待たず、速やかに法第28条の2第1項の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づき、安衛則第576条、第577条、第593条及び第594条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むよう、関係、事業者等に対し指導の徹底を図ること。

その際、有害物ばく露作業報告のデータを適宜活用すること。

- (2) リスクは低いものの引き続き適切な管理を行うべき物質について

クメンについては、初期リスク評価の結果、事業場において一般的に適切な管理がなされている場合、リスクは低いことが確認された。ただし、当該物質は有害性の高い物質であることから、法第28条の2第1項の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づき、安衛則第576条、第577条、第593条及び第594条等に基づく措置を講ずるほか、事業者による自主的な管理を推進するよう、労働局等は関係事業者等に対し指導すること。その際、有害物ばく露作業報告のデータを適宜活用すること。

○ 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果を公表します ～4月から6月に対象とした2,362事業場の約6割（1,479事業場）で 違法な時間外労働を摘発～

厚生労働省は、平成27年4月から6月までに2,362事業場に対して実施した、長時間労働が疑われる事業場に対する労働基準監督署による監督指導の実施結果を、平成27年9月29日に公表した。

この監督指導は、長時間労働削減推進本部（本部長：塩崎恭久厚生労働大臣）の指示の下、今年1月から労働基準監督署が実施しているもので、1か月当たり100時間を超える残業が行われたとされる事業場や、長時間労働による過労死などに関する労災請求があったすべての事業場を対象としている。この結果、4月から6月に監督指導を行った2,362事業場のうち、約63%に当たる1,479事業場で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行った。

これらの事業場に対しては、是正・改善状況の確認を行い、是正が認められない場合は書類送検も視野に入れて対応するなど、引き続き、長時間労働の削減に向けた積極的な対応を行う。

なお、今年1月～6月までに監督指導した事業場の合計は3,602事業場となった。

【平成27年4月から6月までに実施した監督指導結果のポイント（詳細別紙）】

- (1) 監督指導の実施事業場 2,362事業場
- (2) 主な違反内容〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕

1 違法な時間外労働があったもの 1,479事業場（62.6%）

うち、時間外労働^{*1}の実績が最も長い労働者の時間数が、1か月当たり100時間を超えるもの 921事業場（62.3%）

うち1か月当たり150時間を超えるもの 203事業場（13.7%）

うち1か月当たり200時間を超えるもの 35事業場（2.4%）

うち1か月当たり250時間を超えるもの 12事業場（0.8%）

2 賃金不払残業があったもの 252事業場（10.7%）

うち、時間外労働の最も長い労働者の時間数が、1か月当たり100時間を超えるもの

118事業場（46.8%）

3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの 406事業場（17.2%）

- (3) 主な健康障害防止に関する指導の状況〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票^{**2}を交付した事業場〕

1 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの 1,932事業場（81.7%）

うち、時間外労働を月80時間^{**2}以内に削減するよう指導したもの 1,471事業場（62.3%）

2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの 475事業場（20.1%）

うち、時間外労働の最も長い労働者の時間数が1か月当たり100時間を超えるもの 159事業場（33.5%）

※1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

※2 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

以下、厚生労働省ホームページ参照

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000098487.html>

別添 監督指導事例

別紙 平成27年4月から6月までに実施した監督指導結果

参考資料1 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準

参考資料2 過重労働による健康障害防止のための総合対策

参考資料3 賃金不払残業総合対策要綱

参考資料4 賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針